

●香川県告示第395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成19年9月5日から同月26日まで一般の縦覧に供する。

平成20年9月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 丸亀琴平観音寺自転車道線（270号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市川西町南字香川方甲1189番 10地先から 丸亀市垂水町字中村906番4地先 まで	前	3.2～ 3.2	1,589	旧道の市道移管 及び河川占用の 廃止 市道移管 L=871m 占用廃止 L=363m
		3.0～10.3	2,083	
丸亀市川西町南字香川方甲1189番 10地先から 丸亀市垂水町字中村906番4地先 まで	後	3.2～ 3.2	1,589	
		3.0～ 8.0	290	
丸亀市川西町南字香川方甲1189番 10地先から 丸亀市川西町南字香川方乙32番4 地先まで		3.0～ 8.0	559	
丸亀市垂水町字中村908番地先か ら 丸亀市垂水町字中村906番4地先 まで		3.0～ 8.0	559	